

2006年3月10日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市職員労働組合

執行委員長 小野 敦

2006年春闘要求書

貴職におかれましての、市民生活向上に向けての日々のご奮闘に敬意を表します。

さて、「痛みを耐えれば明日がある」と小泉内閣が押し進めてきた「構造改革」がもたらしたものは、労働者・国民の状態悪化、貧困の蓄積による格差拡大、戦後日本が築き上げてきた社会保障制度を土台から揺るがす改悪の度重なる強行でした。今国会でも、定率減税の全廃や医療制度改悪など国民に新たに2兆7000億円もの負担増を押しつける06年度予算案が、実質的な審議なしで衆議院を通過するという国民不在の政治がまかりとおっています。

政府は、この間GDPが4期連続でプラス成長となったことなどをとらえて「景気は回復基調にある」などと宣伝しています。しかしその実態は、一部大企業がバブル期を上回る空前の利益を上げる一方、依然として高水準にある完全失業率や非正規労働者が3分の1を占めるという雇用情勢、勤労者世帯での連続した収入減、貯蓄ゼロの世帯が4分の1にのぼるなど、景気回復どころか暮らしはますます厳しくなっています。こうした状況に、「日本は格差社会になりつつある」(66.2% 読売)「構造改革について見直すべきだ」(50.6% 共同通信)など「小泉改革」への国民的な批判が強まっています。

地方自治体をめぐっても、小泉内閣は「小さな政府」「小さな自治体」を前面に掲げ、国の失政による膨大な借金を地方に転嫁するための「三位一体改革」や、「新地方行革指針」に基づく定員削減、さらには「市場化テスト」による公務の民間企業への丸投げなどを進めようとしています。これは、国や自治体が果たすべき仕事を、市場原理にすべてゆだねようとするものであり、市民の暮らしや福祉をどう守り、充実させるかという観点はありません。国や京都府が強引に進める市町村合併も、その背景は全く同じです。

私たち宇治市職労は、こうした情勢の下での2006春闘にあたり、地域住民のいのちと暮らしを守る自治体労働者として、国民的課題に正面から取り組み、地域住民の皆さんとともに政府や自治体に働きかけるとともに、健康で生き生きとそして誇りをもって公務に従事・専念できる賃金や労働条件への改善をもとめ、下記の事項について要求するものです。

当局として十分に検討され、3月下旬までに誠意ある回答を求めます。

I. 賃金に関する要求

1. 基本賃金について

- (1) 05 人事院勧告で示された「給与構造見直し」を自治体に導入しないこと。また、「地域給」導入は、地域の賃金水準を低め、一部都市部と地域との格差を拡大することになり、導入しないこと。
- (2) 給与改定にあつたては、雇用者責任を明確にし、地域の購買力を高め、職員の公務への専念意欲を高め、意欲をもって働くことのできる賃金制度とすること。また、職員の団結を守り、公務労働の公平性、継続性、専門性を確保する賃金体制とすること。
- (3) これまでの労使自治を守り、同時に労使交渉での到達点を踏まえ、賃金水準を確保すること。
- (4) 政府の狙う公務員制度改革に反対するとともに、官民いずれも破綻が明白な「成績主義」「業績主義」制度を持ち込まないこと。全職員を対象とした「勤務評定」及び、管理職を対象とした「目標管理的自己申告書」の試行を直ちに中止すること。
- (5) 管理職との賃金格差を拡大しないこと。賃金体系については、差別と分断を拡大することなく職場が団結できるものとする。
- (6) 宇治市に働く労働者の賃金を「誰でも1万円以上」「時間給50円以上」底上げを図ること。あわせて、臨時・非常勤を含め自治体に働く労働者の産別最低賃金を「時給1,000円・日額7,400円・月額150,000円」以上に確立するとともに、「均等待遇」の原則を確立すること。
- (7) 職員の賃金ラインについて、これまでの交渉での確認事項を遵守し、抜本的な改善をおこなうこと。
 - ① 初任給の1号改善をはかり、在職者調整を行なうこと。
 - ② 特定号俸及び枠外号俸を使用しない賃金ラインへ使用号俸を改善すること。
 - ③ 昇格メリットについて、全職員に3回以上の効果が及ぶように措置を行なうこと。
- (8) 前歴是正については、換算率を100%とすること。

2. 諸手当について

- (1) 調整手当（地域手当）については、これまでの交渉経過をふまえ、10%に改善すること。
- (2) 扶養手当については、金額の大幅引き上げを行なうとともに、扶養認定基準限度額を引き上げること。

- (3) 一時金の改善をはかること。
- ① 期末手当に一本化し、管理職への特別な加算措置を廃止するとともに全員一律 10% 支給とすること。
 - ② 勤勉手当の成績率について廃止すること。管理職も含めて成績率の適用を行なわないこと。
 - ③ 「基準日に在職していない」ことを根拠とした一時金支給対象除外を改め、勤務実績に応じた支給制度に改善すること。
- (4) 住宅手当についての現状を認識し、持ち家についても借家最高額を基準としての改善をはかること。また支給要件を改善して全ての職員に支給すること。
無支給者について、一律支給を導入すること。
- (5) 代休手当について、現行 35%支給を 100%支給に引き上げること。
- (6) 時間外手当については、休日・祝日・深夜を 200%に、その他を 150%とすること。
- (7) 新たな格差拡大につながる国の退職手当制度を自治体に導入しないこと。
- (8) 退職金について算定基礎、支給率、期間計算など総合的に見直しを行い、改善を図ること。育休等について全期間を算入すること。また、国公準拠を理由にした細部にわたる改悪を行なわないこと。
- (9) 将来の団塊の世代の退職時に発生する退職金問題について、労使協議をふまえてその対策を明らかにすること。

II. 権利・労働条件に関する要求

1. 構造改革「特区」、地方独立行政法人、指定管理者制度の運用実施にかかわる諸課題は、労働条件と住民サービスにかかわる重要な問題であるので、全て労使合意事項とすること。
2. ILO「結社の自由委員会」の勧告に基づき、公務員労働者の労働基本権を完全に保障することを政府に働きかけること。
 - (1) 労働三権を完全に保障すること。
 - (2) 消防職員の団結権を保障すること。
 - (3) 公務員労働者の団体交渉権を定めた IL0151 条約を批准すること。
 - (4) 「職員団体」のための行為の制限および労働組合役員の在籍専従期間の制限について、撤廃すること。
3. 労働組合と労働組合活動、職場の労使間の正常な慣行を尊重し、すべての団体交渉に誠意をもってあたること。
4. 週 35 時間労働を基本とし、すべての労働者の賃下げなしの労働時間短縮をはかること。

5. 健康で生きいきと働き続けられるよう、レクリエーション休暇の新設、リフレッシュ休暇の拡充を図るとともに取得のための条件整備を行うこと。
6. 生理休暇の病欠・無給化に反対し制度を存続させるとともに、行使しやすい環境と諸条件を確立すること。
7. 「産休」について産前8週間・産後10週間とし、多胎妊娠については産後も14週以上とすること。予定出産日前出産の場合も全休暇期間を認め、異常分娩の場合は日数の追加を行なうこと。
8. 「看護休暇」「育児休業」については、より取得しやすい内容へ改善を図り、労働者負担のない60%の有給保障を行うこと。「看護休暇」「育児休業」の取得期間延長に伴い、代替要員については、嘱託配置をする等、職場実態に合わせて解決すること。また、部分休業取得にあたっては、職場実態に見合った人的措置を行うこと。
9. 労働基準法改悪による女子保護規定撤廃のもとで、これまでの女子保護の精神を尊重し、安易に時間外・深夜・休日労働を命令しないこと。
女子職員の深夜勤務についての実態を明らかにし、直ちに解消すること。
時間外勤務の男女共通規制実施にむけ努力すること。
10. 98年4月の3職場（清掃、保育所、水道）での36協定締結に続き、すべての職場で時間外労働の上限を、年間360時間、3月120時間とする協定を速やかに締結すること。その前提となる、時間外労働の上限遵守を保障できる職場の人員体制を確保すること。年間360時間を越える超勤が発生している職場については、その要員や実態分析を行い、直ちに解消の手立てを行うこと。とりわけ、「新加重労働防止基準」とされた1月100時間以上の超過勤務は立ちに是正すること。労基法違反のサービス残業を根絶すること。
11. 労働災害、職業病を未然に防止し、職員の健康の維持、向上のため次の方策を講じること。
 - (1) 成人病検診を充実し、人間ドック・脳ドックの補助を抜本的に改善すること。
 - (2) 中高年齢者への配慮を定めている労働安全衛生法第62条の趣旨に基づいて、配置基準等についての改善を行うこと。
 - (3) 職員の健康管理体制と労働安全衛生委員会の活動強化をはかるため、健康管理医の常駐化と、労安事務局の保健婦を複数配置するとともに、事務局を職員課から分離・独立させること。
 - (4) 「疾病ある職員の勤務軽減等の措置を求める要求書」に基づき、解決を図ること。
 - (5) 学校や保育所の調理職場について、厳しい衛生管理規定や作業工程、米飯の週3回実施など新たな労働負担の軽減に向け、職員の健康状態について実態把握を行なうとともに、施設・設備の抜本的改善をはかること。

- (6) 長期病休者の職場復帰の際の勤務の扱いについて（いわゆる「ならし」）、その方策と基準を明確にするとともに、復帰する職員も職場も団結できる体制を確立すること。
 - (7) 継続課題である公務により死亡した職員についての死亡見舞金について、3,000 万円以上に早急に改善を図ること。
12. 地方公務員災害補償基金京都府支部および審査会の事務局を人事担当部局から分離し、労働者代表委員を保障するなど制度の抜本的改善をはかり公正な制度を確立するよう京都府に要請すること。
 13. 労働条件と住民サービスの維持・改善、諸権利の完全行使、余裕をもって仕事に専念できるために、必要な人員を配置すること。
 14. 庁舎環境については、職場要求に応え、必要な改善をはかること。
 - (1) 休憩室については、抜本的な改善を行い、本来の休憩室としての機能を確保するとともに備品などの充実をはかること。
 - (2) 誰もが利用しやすい休憩室とするため改善を行うこと。健康増進法第 25 条に基づいた「受動喫煙」防止対策についての、実態調査と結果に基づく対策を講じること。
 - (3) 喫煙場所の環境整備を早急に講じること。
 - (4) 狭隘となっている職場について抜本的に改善し、働きやすい環境すること。
 - (5) 空調・換気設備を抜本的に改善すること。
 - (6) 庁舎北側 2 層式駐車場の安全・管理対策のため、防犯用カメラの設置及びその監視体制を整えること。
 - (7) 執務室の清掃に必要な備品の充実を図ること。
 - (8) 障害者用トイレを各階に設置すること。
 15. 庁内の案内板等を改善し、市民にとってわかりやすい庁舎にすること。
 16. 市民来局者専用の駐輪場の確保をはかること。職員駐輪場は安全で近くに確保すること。
 17. 労働組合の要求に従って、外部職場の労働条件改善、施設改善を行うこと。具体的な問題については、労働組合との交渉で解決を図ること。
 18. 新たな電算システムの導入については、現場の意見を十分に踏まえた上、労働組合との協議を行い、交渉で解決を図ること。VDT 作業環境や従事時間規制などの抜本的対策を講じること。
 19. 人事異動、昇格は公平・公正に行い、市職労要求に基づく交渉・制度化を図ること。
女性職員の人事、昇任・昇格について男女間での実態的差別をなくし、公正な扱いとすること。管理職の安易な兼務（理事兼課長、部長兼課長、次長兼課長、主幹兼係長など）をなくすこと。

20. 職員研修については、地方自治の趣旨に基づいて実施すること。また、職場での実務研修を充実させるとともに、職場会議の定例化による民主的な論議を保障すること。さらに、提案制度の廃止と、QCサークル等の活動を行なわないこと。
21. 不測の事故・事件による職員の身分保障の改善を図るため、交通事故以外をも対象にした分限条例の改正を図ること。
22. 職員厚生施設の多目的運動広場の整備・改修をおこなうこと。
23. 地公法第 42 条に基づく雇用者責任としての福利厚生事業を後退させず、充実を図ること。あわせて、制度の見直し改変にあたっては、労使協議を行うこと。

Ⅲ. 自治体行政に対する要求

1. 深刻な不況から住民の暮らしを守り、雇用の確保・拡大、地域経済の活性化にむけての施策を国、府に対して積極的に要請すること。
 - (1) 宇治市にとって、何のメリットや大義もない市町村合併計画を、直ちに白紙に戻すこと。
 - (2) 政府の「税制改革」による「消費税増税」「高齢者控除廃止」「公的年金控除の引き下げ」を始めとする増税計画などは、労働者の暮らしや地域経済に大きな影響を及ぼすものであり、その撤回を要求すること。
 - (3) さらに負担を押し付ける医療制度改悪は、高齢者や重い患者などの弱者に負担のしかかるものであり、改悪案の撤回を要求すること。
 - (4) 中小零細企業の経営を守るための予算を増大すること。銀行に対して中小零細企業への貸し渋りを行なわないよう強く指導すること。
 - (5) 企業のリストラによる労働者の首切り合理化を規制し、労働時間短縮、雇用拡大をはかるための施策を講じること。
 - (6) 軍事費を大幅に削減し、暮らしの予算にまわすこと。
 - (7) 地域最低賃金・地域産業別最賃（民間）の引き上げに努力すること。また、全国一律最低賃金制度の確立を政府と国会に要望し、その際「時間額 1,000 円以上、日額 7,400 円以上、月額 150,000 以上」に設定すること。
 - (8) 政府の三位一体改革に伴う保育所の運営経費の削減を行わないこと。
 - (9) 政府が予定している厚生年金と共済年金との統合や、年金制度の改悪に反対し改善をはかること。また、年金給付の物価・賃金スライドによる減額を行わないよう要請すること。
 - (10) 国、地方、独立行政法人全てを対象にした「市場化テスト」法案は、これまで以上

に公共業務を民間開放させる手段として、地方自治体そのものの形を変えることになり、その撤回を要求すること。

2. 宇治市として、市民生活を守る施策を積極的に実施すること。

- (1) 市内の不況実態の実態把握とともに実効ある対策を市独自に実施すること。市内事業所、零細企業・商店などの実態調査を宇治市として実施すること。二信金の破綻に伴い融資状況の悪化などによる連鎖倒産や経営難を回避するための緊急対策を講じること。企業のリストラによる一方的な首切りを許さないための手立てをとるとともに、宇治市としての雇用対策や、リストラを受けた労働者に対する独自の施策を実施すること。
- (2) 保育所や公民館等、福祉・教育施設の補修・改善を早急に進め、地元業者発注で仕事を確保すること。耐震補強が必要な施設の改善を直ちに実施すること。
- (3) 水道料金や保育料をはじめ、各種公共料金を引き下げること。宇治市の公共料金に消費税の上乗せを行なわないこと。
- (4) 小売商店街の活性化対策として、補助金の創設・増額や地元発注の重視、空き店舗対策等をすすめること。
- (5) 地域のパートとアルバイトを含むすべての労働者の賃金を「時間給 50 円以上の賃上げ」「時間額 1,000 円以上」とすること。そのために、少なくとも自治体が委託契約等を行う事業について、ILO94 号条約（公契約における労働条項に関する条項）を尊重し、賃金単価を引き上げ、労働者に適正に支払われているかをチェックすること。また、そのための必要な条件整備を行うこと。
- (6) 指定管理職場で働く全ての労働者の労働実態を把握し必要な指導をすること。

3. 「住民のいのちと暮らし、健康・福祉を守る」という自治体本来の役割を果たすため、「地方自治の本旨」に基づき自治体行政を進めること。

国、府による市町村合併の推進について、住民自治の立場を尊重し上からの押し付けに反対するとともに、住民の暮らしを守り、住民の意向を尊重するという視点を貫くこと。

交付税削減に反対し、地方自治擁護の立場を明確にし、国への要求・要望を強めること。

4. 市民・職員へ負担・犠牲を押し付ける「第4次宇治行革大綱」「実施計画」について撤回すること。あわせて、市民不在・市民負担を加速させる「行革大綱」でなく「住民本位の真のムダのない行政」を確立すること。

5. 国の「財政構造改革」路線に基づく社会保障制度切り捨てに反対するとともに、社会保障制度の「理念」である公的責任を果たす立場から次の要求実現に努力すること。

- (1) 憲法第 25 条に基づき、国・自治体・企業の責任による公的介護保障制度の確立を行

うこと。

- (2) 介護保険制度について、誰もが、必要な時安心して利用できる制度とするよう、国への要請及び宇治市独自の施策の充実を行うこと。
 - (3) 医療制度のたび重なる改悪に反対し、制度の改善を求めるとともに、国庫負担の大幅増による負担軽減をはかること。
 - (4) 老人医療費全額国庫負担により完全に無料化すること。
 - (5) 入院給食を保険給付に戻し、差別的な特定医療制度を廃止すること。また、薬剤など、保険給付からの除外をやめること。
 - (6) 年金支給開始年齢についての65歳繰り延べを中止し、従来通り60歳支給とするとともに、公的年金制度を拡充すること。そのためにも、94年の国会決議に基づき基礎年金の国庫負担割合を2分の1に直ちに増額すること。また、これにかかわって消費税の「福祉目的税」化に反対すること。
あわせて、全額国庫負担による最低保障年金制度を確立すること。
 - (7) 健保、年金掛け金の負担割合を労働者3：使用者7とし、国庫負担拡充の努力をすること。
 - (8) 待機児の解消など子育て支援施策の充実にむけて、公的責任において充実を図ること。
6. 福祉・教育・医療への国庫負担金・補助金の削減に反対し、その回復に努力するとともに、しわ寄せを住民に行なわないこと。
 7. 住民本位の行政を推進するために、清掃・学校給食・保育所などの現業部門や、福祉教育関係の民間下請けを行なわず、住民生活直結部門の充実を図ること。学校給食の民間委託方針を撤回し、委託校を直営にもどすとともに、更なる充実をはかること。さらなる保育所の「公設民営化」を行なわないこと。
 8. 地震等の事態に備えての防災都市づくりのために、「震度7」を基準とした防災計画を策定すること。消防・救急の施設や装備について、直ちに国基準どおりに整備するとともに、消防職員を増員すること。大災害発生時の職員の動員体制について明らかにすること。
 9. 宇治川の治水・防災と景観保護のために、天ヶ瀬ダム再開発・1500 m³/秒放流の再検討・中止を国に求めること。
 10. コメ輸入自由化に反対し、コメをはじめ食料自給率の向上と安全を守り、農業と消費者を守ること。
 11. 民間社会福祉施設に働く労働者の賃金・労働条件を改善すること。
 12. 平和と民主主義を守るために努力すること。
 - (1) 憲法違反のイラクへの自衛隊派兵に反対すること。

- (2) 憲法改悪の動きが顕在化する中で、憲法改悪反対・自衛隊法改悪反対の姿勢を明確にすること。
 - (3) 有事法制・国民保護法制による国民保護計画の策定と自治体職員の動員を行わないこと。
 - (4) 宇治市内の自衛隊基地撤去へ積極的に働きかけること。
 - (5) 非核平和都市宣言に基づく平和行政の充実をはかること。
 - (6) 京都大学や黄檗自衛隊基地周辺など宇治市に現存する戦争遺跡についての保存をはかること。
13. 自然環境、生活環境を守るための施策の充実をはかること。産業廃棄物処理に対する企業責任を明確にし、「容器包装廃棄物の収集・再商品化促進法」の抜本的改正を政府に働きかけること。

<以上>